

## リフォーム工事の増工事を依頼したが金額が高いと感じている

相談 内容	<p>住宅のリフォーム工事を、ある業者が安価と思い 50 万円を前払いして依頼した。工事中に一部の壁のクロスの貼り替えや床のフローリングの貼り替えなどの増工事を依頼して実施してもらい、完了後業者から請求書が届いたが、わずかな増工事の内容にもかかわらず高いと感じた。クロスは私が支給したもので、工事時間は 2 時間程度にもかかわらず、手間賃のみで 2 万円というのは高いのではないかと感じた。</p> <p>この請求額の妥当性を判断してほしい。また、こうなると元々の当初の工事金額についても妥当なのか疑問である。これも判断してほしい。なお、工事請負契約書は取り交わしていない。</p>
回答 内容	<p>工事請負契約書がなくとも、請負業者に対して工事实施の依頼を行っており、また、工事が既に完了していることから、契約は成立しており契約解除はできません。工事内容に瑕疵があれば修補の請求ができますが、工事金額の多寡に関しては民法上の契約の原則に則り、発注者と請負業者の相互協議によって決定すべきこととなります。まずは、元の工事金額を含めて請求内容を納得いくまで請負業者から説明を受けてください。</p> <p>一般的に工事費用（請負金額）は材料費と労務費、そして仮設費用や諸経費によって構成されています。材料支給を行ったとしても、単に労務費である 1 時間の労働単価を計算するだけではありませんので、その他の経費（仮設費用や諸経費）としてどのような内容が含まれているのか、また、元の工事費用との関係も考慮しなければなりません。</p> <p>とはいうものの、専門的な内容は一般の方は判断ができませんので、他の工事請負業者への比較を依頼する方法もあります。また、もう一つの方法として「住まいるダイヤル（住宅リフォーム紛争処理支援センター）」の見積チェックを受ける方法もあります。Web 上から「住まいるダイヤル」を検索して申込み方法などを確認してみてください。</p> <p>こうした比較を基に、納得できない内容であれば請負業者に対してその内容を質してみてください。</p> <p>支払いを拒み続けると場合によっては請負業者から簡易裁判所に「支払督促」の申し立てや少額訴訟の訴えも考えられます。これに対抗するには、発注者側としても単に請求金額が高いというだけでなく、その高いという客観的な証明をする必要があります。</p>

建物等の工事請負契約関係